

福岡県宿泊税検討委員会の設置について

1 設置の目的・経緯

- 県では、地方創生の観点から、観光を重要な産業として位置づけ、県内各地の観光を振興し、県全体の観光の底上げを図るための施策について、安定的な財源が必要と考え、外部有識者による「福岡県観光振興財源検討会議」からの提言を踏まえ、宿泊税を導入した（R1. 7. 12 福岡県宿泊税条例制定、R2. 4. 1 施行）。
- 宿泊税条例の附則第 6 条において、「条例の施行後三年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」ことが規定されている。
- 同条例の施行から 3 年経過したため、上記検討を行うにあたり、外部有識者による「福岡県宿泊税検討委員会」を設置することとした。

2 検討テーマ

- (1) 宿泊税による事業の実績の評価
- (2) 宿泊税条例施行後の社会経済情勢等の変化等の勘案
- (3) 宿泊税制度の在り方についての検討

3 設置要綱

別紙 1 「福岡県宿泊税検討委員会設置要綱」のとおり。

4 委員会の公開について

別紙 2 「福岡県宿泊税検討委員会の公開に関する要領」のとおり。